

議案第236号

大阪市防災会議条例の一部を改正する条例案

大阪市防災会議条例（昭和38年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第2号を次のように改める。

- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること

第3条第1項中「50人」を「90人」に改め、同条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条第5項中「の各号」を削り、「中」を「うち」に改め、同項第6号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

防災会議の所掌事務を改めるとともに、委員の定数及び委員となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市防災会議条例（抄）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 省 略
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
防災に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (4) 前3号

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内で組織する。
90人

2 会長は、市長をもつて充てる。
もつて

3-4 省 略

5 委員は、次の各号に掲げる者の中 から市長が委嘱し、又は任命する。
うち

(1)-(5) 省 略

(6) 市の区域において業務を行なう指定公共機関（法第2条第5号の指定公共機関をいう。）
行う

又は指定地方公共機関（法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員

(7) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識
経験のある者

(7) 省 略

(8)